



養育医療のごあんない

- * 指定養育医療機関での入院のみの利用となります。
- * 乳児の退院後の申請はできません。
- * 出生後1ヶ月以内に保健所へ書類を提出してください。

◆ 対象者

- * 出生後、西宮市に居住し、次のいずれかの理由で医師が入院養育を必要と認めた乳児。
 - ① 出生時の体重が、2,000g以下
 - ② 養育医療意見書の「症状の概要」欄1～5のうち、いずれかの症状がみられること。

◆ 医療等の給付

- * 指定養育医療機関での入院治療費のうち、保険診療にかかる自己負担額の一部（世帯の市民税額によって決められる）と食事療養費について市が負担します。

◆ 医療券の交付

- * 市が申請書類を審査し、医療等の給付が必要と認めた場合、養育医療券を交付します。医療券はご自宅へ郵送しますので、届きましたら医療機関へ提出してください。（医療券の送付までには申請受付から約3週間程度時間を要します。）
 - ※ 郵送申請可（保健所到来日が受付日）
 - 郵送する場合は医療意見書等の重要書類が含まれますので、簡易書留等の記録の残る方法での提出をおすすめします。
- * 有効期間は「医療意見書の診療予定期間内」です。ただし、診療予定期間初日の1ヶ月以上後の申請や、診療予定期間が満1歳以上で記入されている場合などはこの限りではありません。また、有効期間内でも一度退院すると、再入院時に使用することはできません。
- * 医療券を使用せずに支払った医療費は市で償還払いできませんので、必ず医療券が届いた後に医療費を精算してください。医療券の有効期間以降も治療が必要な場合、継続の手続きが必要ですので有効期間内に保健所へご連絡ください。（継続できるのは満1歳の誕生日の前日まで）

◆ 注意点 必ず確認して下さい。

- * 申請される病院は、指定養育医療機関になっていますか？
- * 養育医療は乳幼児医療との併用はできません。
退院後は乳幼児医療をご利用下さい。
（乳幼児医療の申請窓口：医療年金課 TEL0798-35-3131）

<提出先・問い合わせ先> 〒662-0855 西宮市江上町3-26

西宮市保健所保健予防課 難病等疾病対策チーム

TEL0798-26-3669

様

西宮市保健所 使用欄

養育医療申請受付チェック表

※乳児の退院後の申請はできません

- 1 養育医療給付申請書（同意書）
- 2 養育医療意見書（指定医療機関の医師が作成したもの）
診療予定期間の初日から1か月以内の提出・・・初日から有効
1か月をこえて提出・・・受付日から有効
- 3 世帯調書
- 4 乳児（対象者）の健康保険証の写し
健康保険証が発行前の場合は、扶養する保護者の健康保険証で可。
- 5 窓口へ来られる方の身元確認書類の提示（原本）
申請に来られる方の身元確認書類
1種類で可能：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード 等
2種類が必要：健康保険証、住民票、年金手帳 等

この制度における「申請者」は原則「扶養義務者」です。「扶養義務者」以外の方が申請する場合は、「委任状」へ扶養義務者が署名する必要があります。

6 扶養義務者全員の市民税額関係書類（世帯の18歳以上の方全員）

省略できる場合があります。下記

参照

診療予定期間初日が

令和5年6月30日までの場合

令和4年度の市民税額関係書類

令和5年7月以降の場合

令和5年度の市民税額関係書類

市民税額関係書類（次のいずれかの書類をご提出ください）

- ・市県民税課税証明書（原本）〈コピー不可〉
- ・市民税・県民税 納税通知書（全てのページ）〈コピー可〉
- ・給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書〈コピー可〉

※課税証明書は、該当年度分は1月1日現在、住民票を置かれている居住地で発行できます。

市民税関係書類で扶養していることが確認できる場合は、被扶養者の市民税関係書類の提出を省略できます。

（例）配偶者控除、扶養控除等省略可 ×配偶者特別控除は省略不可

該当年*の1月1日時点で西宮市に住民票がある方は、市県民税関係書類の提出を省略できます。

※診療予定期間初日が

令和5年6月までの場合 ➡ 令和4年1月1日時点

令和5年7月以降の場合 ➡ 令和5年1月1日時点

◎ 生活保護を受けている方…生活保護受給証、証明書等